

第15回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火） 午後2時00分～午後2時45分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（28名）
4. 欠席委員（2名）

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から6月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が13名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。まず、お礼を申し上げます。5月末を持ちまして、アンケート回収が終わりました。結果の方は、後ほど事務局から報告があると思いますが、皆さんのご協力により回収できましたので、お礼を申し上げたと思います。

また、以前も申しましたが、カメムシの被害が発生しているようですので、今後とも作物の管理には十分気を付けていただきたいと思います。

次に、耕作放棄地が年々増えて来ておりますが、条件の良い所は担い手への集積を行いながら進めて来ておりますが、急傾斜地など条件の悪い所でも何か耕作できないか皆さんでアイデアを出しながら努力して行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまより第15回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、18件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、2件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、5件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議案第1号1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 491㎡です。

譲渡人は、広島県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、広島県●にお住まいで畑の管理が出来ないため、申請地横にお住まいの●さんに相談し譲渡することになったそうです。●さんは、自宅横にある畑で露地野菜を栽培予定であります。生産に必要な農機具は、トラクター・管理機を保有し、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験は、農業歴24年であり、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地は徒歩で1分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

6月18日、農業委員の●さんと一緒に、●さんに会って話を聞きました。

譲渡人の●さんは、広島県●にお住まいで管理できないことから、今回の土地の申請地横にお住まいの●さんに相談し、贈与することになったそうです。●さんは、今回贈与される農地の横にお住まいで、露地野菜を栽培する計画であります。また、●さんは、農業歴が24年あります。ト

●番
●委員

ラクター・管理機を持っており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 1, 913㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、今回栗の経営面積を増やすために●さんから申請を譲り受けて、栗の栽培面積を増やしたいとのことでした。生産に必要な農機具は、耕運機を保有し、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験は、農業歴10年であり、農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩で20分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員

6月15日、農業委員の●さんと一緒に、●さんに現地で聞きました。

●番
●委員

譲渡人の●さんは、内子町●にお住まいで高齢となり管理できないことから、●にお住まいの●さんから相談があり、売買することになったそうです。●さんは、今回栗の栽培面積を増やす計画であります。また、●さんは、農業歴が10年であります。耕運機を持っており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑4筆 868㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、●さんの住宅及びそれに接する農地を購入予定であります。●さんは、新規就農であり、申請地では、栗、梅、しきびを栽培予定であります。生産に必要な農機具は、耕運機、草刈機、コンプレッサやポンプを保有し、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験は、農業歴5年、農作業の従事日数年間150日であり、農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩で1分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

事務局

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月17日、農業委員の●さんと一緒に、●事務所に電話で聞きました。譲渡人の●さんは、●にある住宅とその周辺の農地を内子町●にお住まいの●さんに売買することになったそうです。●さんは、新規就農ですが、申請地では栗・梅・シキビを栽培予定です。また、●さんは、農業歴が5年ですが祖父と一緒に農業行うとのこと。耕運機や草刈り機を持っており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのこと。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号4について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。表の左側の番号4番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 555㎡ 畑1筆 1,166㎡ 計1,721㎡です。

譲渡人は、徳島県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、●さんの住宅に近い農地を購入予定であり、そこで露地野菜を栽培予定であります。生産に必要な農機具は、軽トラ・管理機・トラクターなど保有し、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験は、農業歴30年で農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩で3分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事

事務局

者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月18日、農業委員の●さんと一緒に、●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、徳島県●にお住まいで内子町●の●さんに売買することになったそうです。●は、申請地で露地野菜を栽培予定です。また、●さんは、農業歴が30年で、農業従事日数は年間150日以上で、軽トラや管理機・トラクターなどを持っており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の30ページをご覧ください。議案第2号について説明いたします。地図の方は、31から33ページになります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 34㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、自己住宅の宅地拡張です。

転用の理由といたしまして、現居住の敷地を拡張し、浄化槽の設置と駐車スペースの確保をしたいとのことでした。申請地は、既に転用され無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市

事務局

街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、既にコンクリート舗装されており、現状のまま利用することから土砂流出などのおそれはないものと思われます。雨水は既存の排水施設に排水することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月19日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は自宅横の申請地を造成し、浄化槽の設置と駐車スペースを確保したいとのこと。現地を確認しましたが、周辺の農地への影響は少ないものと思われることから、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第3号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の1について説明いたします。議案書の34ページをご覧ください。地図の方は35から37ページになります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 410㎡です。譲渡人は、岡山県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんが役員を務める●は土木業を営んでおりますが、既存の事業地が手狭で不便なため、●さんが申請地を取得し、貸資材置場及び貸駐車場として利用したいことです。

事務局

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は浸透により排出することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月17日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●の役員をしております。●は、業務用の資材物置が手狭になってきたことから、●さんが申請地を取得したうえで、●に対して貸し付けたいということであります。周囲の農地への影響はないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の2について説明いたします。議案書の34ページをご覧ください。地図の方は38から40ページになります。この案件につきましては、令和6年3月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。34ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 505㎡、です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

事務局

転用の理由といたしまして、借受人の●さんは●の借家に住んでおり、内子町に通う生活をしております。この度、本格的に農業経営に取り組むことから、祖父の●さんが所有している実家近くの申請地を借り受けて自己住宅を建築したいとのことです。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、排水は合併浄化槽で処理して水路に排水することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月22日、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●さんは、農業経営を継承することになったことから、おじいさんに当たる●さんの土地を借り受けて自己住宅を建築したいとのことです。現地を確認しましたが、周辺の農地への影響は少ないものと思われることから、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の3を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の3について説明いたします。議案書の34ページをご覧ください。地図の方は41から44ページになります。この案件につきましては、令和6年3月定例会において農用地

事務局

からの除外申請についてご承認いただいものです。34ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 9, 339㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

転用の理由といたしまして、貸付人の●さんと借受人の●さんは親子関係です。●さんは、以前から申請地を借り受けて栗を栽培していましたが、周囲が山林のため日照不足などから生産効率が悪く、今後農地として耕作管理していくことが困難であるため、植林し山林として管理したいとのことです。なお、申請地は既に植林されており、無断転用となっておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。周辺は林地となっており、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月22日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●は、以前から申請地を借り受けて農業を行っていましたが、周囲を木々に囲まれており日照不足のため耕作しても収穫量が上がらないことから、桧を植林し山林として管理したいとのことです。現地を確認しましたが、既に植林されておりましたので、始末書を提出しているとのことです。転用による周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

会長

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の45ページをご覧ください。内子町長より令和6年6月7日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年6月28日です。

集積計画の概要ですが、46ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が6筆 3, 758㎡、畑が5筆 4, 577㎡、再設定は、畑1筆 408㎡です。

集積計画の内訳については、47ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします

1番 内子町●の農地、畑1筆 1, 613㎡です。

貸付人は、内子町●のさん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田6筆 3, 758㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借の新規設定です。

3番、内子町●の農地、畑3筆 1, 890㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、高知県●の●さん、●さんで、賃金権の新規設定です。

4番、内子町●の農地 畑1筆 1, 074㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃金権の新規設定です。

5番、内子町●の農地 畑1筆 408㎡です。

貸付人は、千葉県●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。